

「豊田市水戸倉庫ほか1施設解体事業（設計・施工一括発注方式）」に関する質問への回答

番号	区分	事項	質問	回答
1	要求水準書 (別紙1) 水戸倉庫情報	【参考】残置対象	【参考】残置対象ですが、積算書に残置物の計上がありません。写真等の資料以外についても残置物がある場合も残置と考えてよろしいでしょうか。また、処分となった場合は変更の対象となるのでしょうか。	対象敷地において最終的に更地として整備する上で、残置対象以外の廃棄物等が残らないよう全て撤去とすることを想定して見込んでください。なお、このことについて変更の対象にはなりません。 また、設計変更については、要求水準書4（4）ウの通りです。
2	要求水準書	2 事業概要 (6) 解体・撤去処分対象施設	【水戸倉庫】番号③第3倉庫にて、樹木3本計上されていますが、解体対象物周辺にも樹木がみられます。解体に支障がある場合は撤去となるのでしょうか。また、撤去した際は変更の対象となるのでしょうか。	対象敷地において最終的に更地として整備する上で、必要に応じて撤去することはかまいません。なお、このことについて変更の対象にはなりません。 また、設計変更については、要求水準書4（4）ウの通りです。

※質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、質問者に確認の上、一部修正しています。